

閲覧用

令和 7 年 11 月 25 日

第 11 回大河原町農業委員会定例総会議事録

大河原町農業委員会

令和 7 年 第 11 回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 11 月 25 日（火曜日）午前 10 時 00 分から

2. 開催場所 大河原町役場 3 階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員 9 名・農地利用最適化推進委員 5 名 合計 14 名）

農業委員 1 大 宮 孝 則

農業委員 2 角 田 真由美

農業委員 3 鎌 田 美智雄

農業委員 4 菅 野 正 信

農業委員 5 佐 藤 富 男

農業委員 6 庄 司 貞 良

農業委員 7 鈴 木 勉

農業委員 8 松 井 誠 子

農業委員 9 長 山 清 市

推進委員 1 小笠原 良 一

推進委員 2 加 藤 照 男

推進委員 3 鈴 木 利 弘

推進委員 4 高 橋 卓 也

推進委員 6 長 山 恵

○欠席委員

推進委員 5 長 山 務

○事務局出席者

事務局長 高 橋 正 志 事務局次長 佐 藤 義 則

事務局係長 半 澤 壮 都 事務局主事 阿 部 智 也

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第 1 会議録署名委員の指名

○日程第 2 会期決定

○日程第 3 議事

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求める件

第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件

第 4 号議案 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について

- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について
報告第3号 農地現状変更届について
報告第4号 令和7年度委員候補者評価結果について
報告第5号 農地利用状況調査について
-

5. 会議概要

午前9時55分 開会

○事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。開会の前に、携帯電話をお持ちの方につきましては、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いしたいと思えます。それでは定刻前ではございますけれども、只今から令和7年第11回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長をお願いしたいと思います。では会長よろしく願います。

○会長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）

大変ご苦勞様でございます。常日頃大河原でも騒がれています熊、色々クマが出た痕跡や情報が入っていますが、実際に見た事はないですけど、本当に注意して頂きたいなと思えます。私もクマというのは北海道にしかないものだと思っていましたが、日本全国どこにでもいる様な気がして、本当に怖いなと思っております。それからテレビで大分騒いでおりますけれど、どんな組織でも同じだと思えますが、トップになったら言動には十分注意していかないとだめだなと、折角良くなってきたなと思っても、たった一人のトップの言動によって大変厳しい状況にもあるので、一つそういうのも注意していきたいなと私自身そう思っています。今日は私も含めてですけど結構ありますので、早速議事に入りたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長 それでは本日の会議でございますが、長山務君から欠席届が出されている様ですけど、本日の出席者は14名という事で、農業委員会に関する法律第27条の第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。

日程第1「会議録署名委員の指名」でございますけれど、大河原町農業委員会規則第31条の第3項の規定に基づきまして、1番委員の大宮孝則さんと2番委員の角田真由美さんをお願い致します。

次に「会期の決定」でございますが、会議は本日1日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）

はい、異議なしという事ですので本日1日とさせていただきます。

次に、日程第3「議事」に入ります。本日の議事は第1号から第4号、報告事項第1号から第5号となっておりますので、よろしくお願い致します。まず第1号議案「農地法第

3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」でございます。
進行番号1を上程致しますので、事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を求めるものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして、金ヶ瀬字新葉茂木。地目が台帳及び現況が田。面積が1,034㎡となっております。その外1筆ございまして、合計田2筆2,062㎡となっております。理由と致しましては、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該地を借り受け、農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては賃借権設定です。対価総額と致しましては120kg、10アール当たり58.19kg。契約期間は令和7年12月1日から令和17年11月30日までです。賃借人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場整備した地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。賃借人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決を致します。第1号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ヶ瀬地区。申請地と致しましては、金ヶ瀬字小沼。地目が台帳及び現況が田。面積が386㎡となっております。その外4筆ございまして、合計田5筆で5,808㎡です。理由と致しましては、賃貸人相手方要望により賃貸する。賃借人当該地を借り受け、農業経営の充実を図る。権利の設定と致しましては賃借権設定です。対価総額は348kg、10アール当たり59.91kgです。契約期間と致しましては、令和7年12月1日から令和17年11月30日になります。賃借人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備

え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。賃借人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ございませんという事で、これから採決に入ります。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、どうもありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。よろしくをお願い致します。

次に進行番号3を上程致します。私に関連がありますので、進行を庄司会長職務代理者に交代致します。よろしくお願い致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、進行を代わります。進行番号3を上程します。報告事項も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区・西部地区。申請地と致しまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が1,018㎡です。その外12筆ございまして、計田13筆で面積が10,517㎡となっております。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該農地を譲受け農業経営の充実を図る。権利の移転の別と致しまして所有権移転。対価総額は1,577,550円、10アール当たり150,000円です。移転時期は許可後になります。譲受人の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。関連事項と致しまして、報告第2号・進行番号5・6がこちらの進行番号3に該当しますので、こちらの方は省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地適格所有法人なので該当しません。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい、質疑なしと認めます。これから採決をします。第1号議案・進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。進行番号3は許可相当と致します。それでは進行を戻します。（会長、着席。）

○議長 長 はい、ありがとうございました。続きまして第2号議案の「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第2号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、字新桜町。地目が台帳及び現況が畑。面積が671㎡となっております。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、住宅用地として宅地分譲する。移転の別としまして所有権移転です。施設概要と致しまして宅地分譲3区画となります。工事期間としましては許可日から令和8年6月30日となっております。農地区分が第3種農地です。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、加藤委員。

○加藤照男委員 はい。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は新桜町の交通公園近くで、住宅密集地であり平坦かつ区画整理されている事から、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく、問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思います。皆様の御審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手をお願い致します。（「ないです。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決に入ります。第2号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。また進行番号2も関連がありますので併せて上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。第3号議案「農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項による農用地利用集積等促進計画（利用権設定）の作成に対し、適否の意見を付し農地中間管理機構に進達する件」進行番号1・金ヶ瀬地区。利用権設定をする土地と致しまして、金ヶ瀬字新紙敷。地目が台帳及び現況が田。面積が1,857㎡となっております。利用権の種類と致しまして、賃借権設定。内容と致しましては普通畑利活用です。賃借支払い方法ですが、金納反当15,000円となります。存続期間と致しましては、令和8年2月1日から令和18年1月31

日の10年間となっております。利用権設定を受ける者の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。続けて進行番号2の方も説明させていただきます。進行番号2・西部地区。利用権を受ける土地としまして、字西。地目台帳及び現況が田。面積が455㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆1,017㎡となっております。利用権の種類以降は同じため省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は麦・大豆で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整備された地区もありますが、一般的な耕作を行うとの事なので特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から、今回の促進計画案は促進計画の達成に十分期すると考えられますので、皆様ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。続きまして加藤委員お願いします。

○加藤照男委員 はい、進行番号2であります。内容につきましては進行番号1と同様の調査結果・意見でありますので、省略させていただきます。以上です。

○議長 はい、どうもありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。1番と2番について質疑がある方の挙手を求めます。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ないという事でございますので、これから採決を致します。第3号議案・進行番号1と2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当とする事に致します。大変ありがとうございます。次に進行番号3を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 進行番号3・金ヶ瀬地区。利用権設定をする土地と致しまして、金ヶ瀬字新前輪。地目台帳及び現況が田。面積が1,029㎡です。利用権の種類と致しましては賃借権設定。内容と致しましては水田利活用。賃貸支払い方法と致しましては金納反当10,000円。存続期間と致しましては、令和8年2月1日から令和18年1月31日の10年間となっております。利用権設定を受ける者の農業経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。こちら新規の案件となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事には問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場が整理されて地区もありますが、一般的な稲作を行うという事から特に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進

計画案は、地域計画達成に資すると認められると考えられますので、皆様のご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方の挙手を求めます。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、第3号議案の進行番号3について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に進行番号4ですが、私に関連がありますので進行を交代致します。（会長、退席。）

○会長職務代理者 次に進行番号4を上程致します。また賃借人が同じなので進行番号5から10及び関連がある報告事項も併せて上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。こちら進行番号4から10につきましては、同一耕作者の再設定案件で、事前にお配りしている事から省略させていただきます。また併せて報告第2号の「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1・2・3も関連のある報告事項となっていますので、こちらの方も省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明お願い致します。長山務委員は今日欠席なので、松井委員お願いします。

○松井誠子委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事について問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺地域に支障はないと思います。3、意見について。以上の要件から今回の促進計画は、地域計画の達成に資すると認められると考えますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○会長職務代理者 はい、ありがとうございます。続いて鈴木担当委員。

○鈴木利弘委員 はい、内容は進行番号4と同様ですので省略させていただきます。以上です。

○会長職務代理者 担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば承ります。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第3号議案の進行番号4から10について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第3号議案・進行番号4から10は許可相当と致します。それでは進行を戻します。（会長、着席。）

○議長 はい、ありがとうございます。続きまして進行番号11を上程致します。また賃借人が同じですので、進行番号12も併せて上程致しますので、よろしくお願い致します。それでは事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号11・東部地区。利用権設定をする土地と致しまして、大谷字下欠。地目台帳及び現況が田。面積が1,516㎡となっております。その外1筆ございまして、田2筆で2,435㎡となっております。利用権設定の内容と致しましては、利用権の種類が賃借権設定。内容が水田利活用です。賃貸支払い方法ですが金納反当10,000円となっております。存続期間と致しましては、令和8年2月1日から令和18年1月31日の10年間。利用権設

定を受ける者の経営状況と致しまして、総会資料記載のとおりです。こちら新規となっております。続きまして進行番号 12 も続けて朗読させていただきます。進行番号 12・金ケ瀬地区。利用権設定を受ける土地と致しまして、金ケ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積 1,033 m²となっております。その外 3 筆ございまして、田 4 筆で 4,101 m²です。利用権設定の内容ですね。借賃の支払い方法ですが、こちら金納反当 10,676 円となっております。その他一緒ですので省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、小笠原委員。

○小笠原良一委員 はい。1、賃借人は必要な農作業に常時従事できるか。賃借人は事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備えていることから、常時従事する事については問題ないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また、周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。取得面積からみて当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。一般的な稲作を行うという事なので、特に支障はないと思います。3、意見について。今回の促進計画は地域計画の達成に資すると認められると考えます。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。次に鈴木利弘さん、お願いします。

○鈴木利弘委員 はい。進行番号 12 は、進行番号 11 と同じ内容なので省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なしという事でございますので、これから採決を致します。第 3 号議案・進行番号 11 と 12 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございます。

次に第 4 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」でございます。進行番号 1 を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。第 4 号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」進行番号 1・西部地区。申請地と致しまして、字西。地目台帳が田、現況が雑種地。面積が 399 m²です。非農地となった時期と致しまして平成 12 年 1 月頃。申請人理由と致しましては、当該地は道路に囲まれ、また鉄塔の敷地に隣接し耕作に適さなくなったことから平成 12 年 1 月頃より休耕し現在に至る。願出人が令和 6 年に相続により取得したが、すでに砂利敷きの駐車場となっている状況のため、農地として復元することは困難である。非農地証明の適用と致しまして、こちら「農地法関係事務処理の手引き（令和 7 年 6 月宮城県農業会議作成）」「P104、非農地判断、4. 判断基準、イ。ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当です。同じく「P105、非農地証明、3. 証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となってから長年経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく農地以外となった実情及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの」に該当致します。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。はい、高橋委員。

○高橋卓也委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になってから20年以上経過しているか。申請人が令和6年に相続する以前より、平成12年1月頃に耕作に適さなくなり休耕しており、非農地になってから20年以上経過しています。2、再び農地として利用される可能性がないか。当該地は主要道路の交差点近くにあり、鉄塔と住宅に囲まれた砂利敷きの駐車場になっており、農地として利用される事は困難だと思われます。3、農地以外となった実状及び実態が真に止むを得ないか。非農地になった諸事情を見て真に止むを得ないと思われます。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。非農地となった経緯及び20年経過要件を満たしており、非農地証明は妥当であると思われますので、ご審議方よろしく願います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願いします。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。質疑なしという事でございますので、これから採決を致します。第4号議案・進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

次に報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。報告第1号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして、小山田字上山。地目が台帳及び現況が畑。面積が172.03㎡となっております。理由と致しましては、譲渡人相手方要望により譲り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、小山田配水池として整備する。移転の別と致しまして所有権移転です。施設概要と致しましては小山田配水池整備事業となっております。工事期間は令和7年11月1日から令和9年3月31日まで。農地区分は第2種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

なしという事でございますので、これで報告第1号の進行番号1を終わりたいと思います。ありがとうございます。

次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号4を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号4・金ヶ瀬地区。該当地と致しましては、金ヶ瀬字三吉。地目台帳及び現況が田。面積が1,007㎡となっております。その外2筆ございまして、合計田3筆で3,036㎡です。理由と致しましては、双方の合意により解約する。土地の引き渡し時期と致しましては、令和8年1月31日となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なしという事でございますので、これで報告第2号・進行番号4を終わります。

続きまして報告第3号「農地現状変更届について」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい。「農地現状変更届について」進行番号1・金ケ瀬地区。該当地と致しまして、堤字休坂前。地目台帳及び現況が田。面積が483㎡となっております。届出年月日としましては令和7年10月10日です。理由と致しましては、当該土地について、耕作至便のため、土水路を整備するとの事でした。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なしという事で質疑なしと認めまして、これで報告第3号の進行番号1を終わります。

次に進行番号2を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号2・西部地区。該当地と致しましては、小山田字大内道上。地目台帳及び現況が田。面積が971㎡。届出年月日が令和7年10月24日となっております。理由と致しましては、当該土地について、耕作至便のため、0.4m盛土を行い、畑として活用する。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。質疑なしと認めまして、これで報告第3号・進行番号2を終わりたいと思います。

次に進行番号3を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 進行番号3・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が452㎡となっております。その外1筆ございまして、合計田2筆で1,098㎡です。届出年月日は令和7年10月31日。理由と致しまして、当該土地について、耕作至便のため、0.7m盛土を行い、畑として活用するとなっております。以上です。

○議長 はい、事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。これもございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なしという事で、これで報告第3号・進行番号3を終わりたいと思います。

次に進行番号4を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 進行番号4・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積1,075㎡です。その外1筆ございまして、合計田2筆で1,709㎡。届出年月日令和7年10月31日となっております。理由と致しましては、当該土地について、耕作至便のため、0.7m盛土を行い、畑として活用する。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いします。（「ありません。」の声あり。）

質疑なしと認めまして、これで報告第3号・進行番号4を終わりたいと思います。

次に進行番号5を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 進行番号5・金ケ瀬地区。該当地と致しましては、金ケ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が200㎡となっております。届出年月日は令和7年10月31日です。理由と致しましては、当該土地について、耕作至便のため、0.7m土盛を行い、畑として活用するとなっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ございませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。なしという事でございますので、これで報告第3号の進行番号5を終わりたいと思います。

次に進行番号6を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 進行番号6・金ヶ瀬地区。該当地と致しましては、金ヶ瀬字湯尻前。地目台帳及び現況が田。面積が1,075㎡となっております。届出年月日は令和7年10月31日です。理由と致しまして当該土地について、耕作至便のため、0.7m土盛を行い、畑として活用するとなっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。（「ありません。」の声あり。）

はい。ありませんという事でございますので、これで報告第3号・進行番号6を終わります。

次に報告第4号「令和7年度農業委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者の評価結果報告について」上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。（報告第4号について、別紙資料を基に朗読説明。）

○議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手をお願い致します。ありませんか？（「ありません。」の声あり。）

はい。質疑なしと認めまして、報告第4号を終わりたいと思います。よろしく願います。

続きまして報告第5号「令和7年度農地利用状況調査（農地パトロール）の結果報告について」を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局係長 はい。（報告第5号について、別紙資料を基に朗読説明。）

○議長 はい、ありがとうございます。報告第5号について、事務局説明が終わりました。皆さんの方から質疑のある方、挙手をお願いします。ないですか？（「ありません。」の声あり。）

ないという事でございますので、これで報告事項を終わりたいと思います。

はい。その他皆さんから何かございませんか？なければこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか？（「はい。」の声あり。）

はい、以上を持ちましてこれで会を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○事務局長 はい、会長ありがとうございました。それでは最後に閉会の挨拶を庄司貞良会長職務代理人よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件について承認頂きました。ご苦勞様でございます。会議を終わります。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前10時55分 閉会

令和7年11月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



印

署名委員（1番委員）

大 宮 孝 則



署名委員（2番委員）

角 田 真由美



令和7年11月 第11回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）